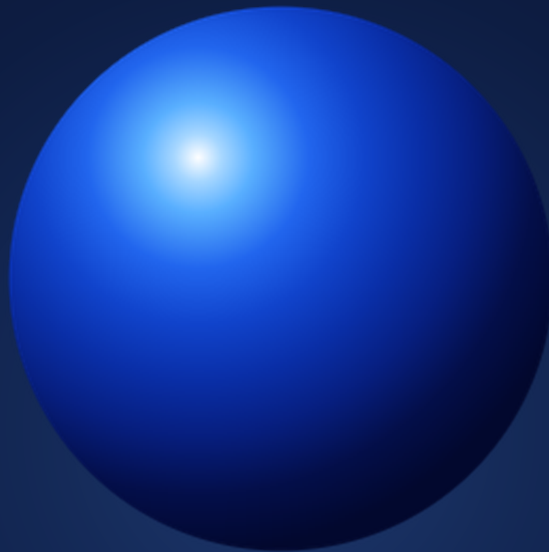


— OFFICIAL REGULATIONS —

新地球創生ギルド 公式規約



ONEBLUE!

新地球創生ギルド | New BLUE GENESIS GUILD

会 員 規 約

MEMBERSHIP REGULATIONS

令和八年九月五日 制定

前 文

本 ギ ル ド 発 足 の 理 由

義務で動いた人の顔に、輝きはありません。喜びで動いた人だけが、次の誰かを動かします。

いま世界は、環境を「守らねばならない重荷」として語ります。義務、削減、我慢。国連の数字が、その帰結を示しています。二〇三〇年の期限までに達成できる見通しのSDGsは、わずか18%です。さらに18%は、十年前よりも後退しました。重荷では、百年も続きません。続いてきたものは、いつも、人の心にある喜びに支えられてきました。

水は、空から山へ、山から湖へ、湖から川へ、海へ、空へ、やがて再び大地へ還ります。この水の循環が、この地の暮らしを生かしてきました。人が自然を守ってきたものではありません。

地球の循環に、人の歓喜を重ねる——私たちは、これを「環喜（かんき）」と名づけました。

ONE BLUE! 新地球創生ギルドは、環喜を旗印に、『再生の聖地・十和田湖サンクチュアリ』、その聖なる青き湖から、この真実を世界へ手渡すために生まれました。

令和八年九月

ONE BLUE! 新地球創生ギルド

創設者・総合エグゼクティブプロデューサー

J A S O N I . N A K A M U R A

CHAPTER 1

総 則

第1条 名 称

本団体は、「ONE BLUE! 新地球創生ギルド」（以下「本ギルド」といいます。）と称します。
英語表記は ONE BLUE! New BLUE GENESIS GUILD とします。

第2条 性 格

- 1 本ギルドは、任意団体として発足し、活動の拡大及び社会的要請に応じて、一般社団法人への移行を検討します。
- 2 本ギルドは、本規約に定める事業を自ら実施する事業実施主体であり、本祭においては実行委員会としての機能を担います。
- 3 本ギルドは、剰余金を会員その他の関係者に分配しません。各事業年度の剰余金は翌事業年度に繰り越し、本ギルドの目的達成に必要な事業に充てます。

第3条 主たる事務所

- 1 本ギルドの主たる事務所は、青森県八戸市に置きます。詳細の所在地は、本ギルドの内部規程により定めます。
- 2 本ギルドは、必要に応じて、国内外に支部又は連絡事務所を設置することができます。

第4条 主たる活動エリア

- 1 本ギルドの主たる活動エリアは、青森県・岩手県・秋田県の三県（以下「北三県」といいます。）にまたがる十和田八幡平国立公園及びその周辺地域とします。
- 2 前項のエリアには、十和田湖・奥入瀬溪流・八甲田大岳・八幡平及びその周辺地域を含みます。
- 3 本ギルドは、前二項のエリアを「新地球創生の聖地」と位置づけ、同エリアを主体とした北三県の地域再生・環境保全・文化発信を、本事業の中核として推進します。
- 4 本ギルドの事業は、前項のエリアに限られません。目的の達成のために必要な場合は、全国及び国際的な活動を行うことができます。

第5条 目 的

本ギルドは、次の目的を達成するために活動します。

- 一 SDGs（持続可能な開発目標）を「義務」から「環喜（歓喜・循環）」へ昇華させること。
- 二 新地球環境大祭「AETHER New BLUE BATON『X』」（以下「本祭」といいます。）の開催と継走。
- 三 十和田湖水源の保全と、次世代への水と環境の教育。
- 四 国内外の芸術・文化・英知との交流。
- 五 十和田八幡平国立公園を起点とする「新地球創生モデル特区」の構築と、北三県の広域再生。
- 六 志を同じくする企業・行政・団体との共創。

第6条 共 創 の 趣 旨

- 1 本ギルドは、共創を、企業・行政機関・団体・地域の事業者及び個人が、それぞれの専門と経験を結集し、対等の立場において一つの事業を成立させる関係と定めます。
- 2 本ギルドは、この地で環境保全・エコツーリズム・観光・教育に取り組む団体及び個人と協力し、世界環境デーの十和田湖において、専門の演出とプロデュースを重ねた新地球環境大祭を共に創り上げ、その内容を国内外へ発信します。
- 3 本ギルドは、本祭を通じて、次の各号に掲げる価値を創出します。
 - 一 十和田八幡平国立公園を舞台とする国際的な環境発信の機会
 - 二 北三県における観光・産業・雇用への波及
 - 三 地域の文化・芸術・食の国内外への発信
 - 四 次世代を対象とする水と環境の教育の継続的实施

C H A P T E R 2

事 業

第7条 事 業

- 1 本ギルドは、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。
 - 一 本祭「AETHER New BLUE BATON『X』」の企画・開催及び継走
 - 二 AETHER DINING Grand Prix の企画・開催
 - 三 ONE BLUE! 環喜の地球キャンパス（New BLUE 湖の村・森の村）の企画・運営

四 奥入瀬ゼロ・エミッション14K（奥入瀬溪流 子ノ口から焼山までの約14キロメートルの区間において、企業との共創による脱炭素型モビリティの実走及び試乗を行う取り組みをいう。）の企画・実施

五 前各号に関連する文化・教育・メディア及びマーチャンダイジングに関する事業

六 その他、本ギルドの目的の達成に必要な事業

- 2 各事業の実施の可否、時期及び規模は、資金及び関係機関の許認可その他の状況に応じ、理事会が定めます。
- 3 各事業は、その地に積み重ねられた知見と技術に、本祭の理念と設計を重ね合わせ、地域との共創によって実施します。

第8条 本祭の実施

- 1 本祭は、基本的に毎年六月五日の世界環境デーを中心とする日程で、十和田八幡平国立公園において開催します。二〇二七年の本祭は、六月五日及び六日（土・日曜日）とします。
- 2 二〇二七年度本祭は、次の各号に掲げる四つの事業（以下「構成事業」といいます。）をもって構成し、三つの会場において連帯し実施します。
 - 一 AETHER New BLUE BATON『X』 [十和田湖畔 本会場]
 - 二 AETHER DINING Grand Prix [十和田湖畔 本会場]
 - 三 奥入瀬ゼロ・エミッション14K 一走る奥入瀬自然博物館ー [奥入瀬溪流 サテライト会場]
 - 四 ONE BLUE! 環喜の地球キャンパス（New BLUE 湖の村・森の村） [宇樽部及び生出 キャンプサイト サテライト会場]
- 3 本祭は、パートナーシップ契約、協賛その他の資金の成立を前提として実施します。
- 4 パートナーシップ及び協賛は、本祭の全体を対象とするほか、構成事業ごと、又は構成事業の一部のプログラムを対象として、個別に成立させることができます。この場合において、当該構成事業又はプログラムの名称に協賛者の名称を冠することができます。冠称の可否、表示の方法及び範囲は、個別の契約に定めます。
- 5 本祭は、資金が成立した構成事業を優先し、実施します。構成事業のうち、企業との共創を前提とするものは、当該協賛が成立しないときは実施しません。その他の構成事業について資金が成立しなかったときは、実施の規模及び可否を理事会で再協議し定めます。この場合、本祭は、最終的に実施する構成事業をもって成立します。
- 6 本ギルドは、本祭を一回限りの催しとせず、二〇二七年以降も継続して開催します。第5項により実施しなかった構成事業は、次回以降の本祭において実施することを目指します。

第9条 本祭の総合プロデューサー

- 1 本祭のエグゼクティブ・総合プロデューサーは、本ギルドの発足の当初より、創設者EP JASON I. NAKAMURA です。本職は、四十五年にわたる国内外の制作の実績に基づく本ギルドの固有の職であり、あらためて手続を要しません。
- 2 総合プロデューサーは、本祭及び関連事業の芸術的・制作的方向性を定め、国内外のアーティスト、著名人、報道機関及び国際機関との渉外にあたります。
- 3 総合プロデューサーは、本会場及びサテライト会場ごとに、理事のうちから担当理事を指名することができます。担当理事は、会場ごとに1名以上2名以内を置くことができます。指名は、理事会の承認を経て行います。
- 4 指名を受けた担当理事は、総合プロデューサーの指揮のもとで、その会場の運営にあたります。総合プロデューサーは、担当理事に対し、必要な情報、設計、制作の知見及び体制上の支援を提供します。
- 5 担当理事は、その会場について、次の役割を担います。
 - 一 現場の運営及び進行の統括
 - 二 地域の事業者、専門ガイド及び人材の手配
 - 三 関係機関との調整及び許認可の手続の推進
 - 四 ボランティアの受入れ及び配置
- 6 担当理事は、その会場の準備及び運営の状況を理事会に報告します。緊急を要する事項は、総合プロデューサー及び代表理事に速やかに報告します。

第10条 緊急時の専決

本ギルドに不利益を及ぼすおそれがあると創設者EPが判断した場合において、理事会の招集を待つ余裕がないときは、創設者EPは、緊急時の専決として、必要な措置を決定し、実行することができます。この場合において、創設者EPは、その内容を次回の理事会に報告します。

第11条 本祭の実施体制

- 1 本祭の主催は、本ギルドが担います。本祭は、次の三者がそれぞれの役割を担うことにより実施します。
 - 一 本ギルドは、主催者として、契約、許認可の申請、会計及び全体の統括を担います。
 - 二 各会場の運営に任命された担当理事は、現にその会場の運営及び専門の指導にあたり、いる事業者へ業務を委託します。委託を受けた事業者は、自らの通常の業務として、その会場の運営及び指導にあたります。

三 NBC Entertainment株式会社は、本会場を中心とする新地球環境大祭の制作プロ

デュース（演出、舞台技術、出演者の手配、運営など全般）並びに二つのサテライト会場のプロデュース及び本祭全体の映像・記録の制作を請け負います。

- 2 本祭の期間中、本ギルドは、各会場を貸切により使用します。使用にあたっては、当該会場を管理する行政機関、指定管理者その他の管理者の同意を得ます。
- 3 各会場の運営及び発注の詳細は、理事会の承認を経た予算に基づき、個別の契約によって定めます。

第12条 責任の所在

- 1 本ギルドの事業に関する債務その他の責任は、本ギルドが負い、その履行は本ギルドの財産をもって行います。
- 2 請負契約に基づく業務及びこれに伴う責任は、当該契約の相手方が、自らの名義と責任において負います。
- 3 代表理事及び理事は、本ギルドの債務について、個人としての保証を行いません。
- 4 担当理事がその職務のうえで行った判断及び行為について、故意又は重大な過失がある場合を除き、担当理事及びその所属法人が責任を負うことはありません。
- 5 前各項は、協賛契約その他の契約において、相手方が代表理事に対し代表権の確認のために印鑑登録証明書その他の書面を求める場合を妨げません。

第13条 冠称、協賛及びパートナーシップ

- 1 本ギルドは、本祭に関し、次の各号に掲げる区分により、企業その他の団体との契約を締結します。
 - 一 冠称契約 本祭又は構成事業の名称に、企業その他の団体の名称を冠する契約
 - 二 パートナーシップ契約 本ギルドの理念、事業及びブランドを対等に共有する戦略的共創の契約
 - 三 協賛契約 本祭又は構成事業に対し、資金、物品又は役務の提供を受ける契約
- 2 前項の契約に係る交渉は、総合プロデューサーが統括します。総合プロデューサーは、代表理事、担当理事その他の者に、個別の交渉を担当させることができます。
- 3 理事及び会員は、それぞれの縁により、候補の紹介、面談への同行、地域における推薦その他の開拓に協力します。

- 4 前二項に基づき交渉を担当し、又は開拓に協力する者は、本ギルドを代理して単独で金額その他の条件を確定することはできません。条件の確定は、総合プロデューサーの合意を経て行います。
- 5 契約の締結は、本ギルドの名義により行います。
- 6 冠称の対象、表示の方法、範囲及び期間は、双方で合意した契約の定めるところにより決定します。
- 7 協賛企業が提供する車両、資機材、役務等の仕様、数量及び時期は、実地の確認を経たうえで、双方で合意した協賛契約の定めるところにより決定します。

CHAPTER 3

栄 誉

第14条 ONE BLUE LAUREATE（桂冠賞）

- 1 本ギルドは、地球環境の保全に積極的に取り組み功績を刻まれた法人又は個人、及び新地球環境大祭を通じて功績を刻まれた出演者に、名誉ある ONE BLUE LAUREATE（桂冠賞）の称号を贈ります。分野及び国を問いません。称号を受けた方を「桂冠者」といいます。
- 2 桂冠者のうち、本祭に出演する表現者及び国内外のアーティストの選定は、創設者EPの専権事項とします。理事会は、創設者EPが四十五年にわたる国内外の制作及びプロモートの実績に基づく評価を尊重し、これに同意します。理事会の決議を要しません。
- 3 前項の方を除く桂冠者は、創設者EPの発意に基づき、理事会の決議によって決定します。
- 4 本ギルドは、桂冠者の功績を称え、記録を永久に保存するとともに、公式サイトにおいて公開いたします。第2項による決定は、次回の理事会に報告します。

CHAPTER 4

会 員

第15条 会 員 の 種 別

- 1 本ギルドの会員は、次の種別とします。
 - 一 正会員（法人） 本ギルドの目的に賛同する法人。議決権を有します。
 - 二 正会員（個人） 本ギルドの目的に賛同する個人。議決権を有します。
 - 三 賛助会員 本ギルドの事業を財政的に支援する法人又は個人。議決権を有しません。

- 2 正会員（法人）は、第24条の定めるところにより、理事を推挙することができます。
- 3 冠称契約、パートナーシップ契約又は協賛契約を締結した法人は、本ギルドの会員となることを要しません。その権利及び義務は、当該契約の定めるところによります。
- 4 創設者EPは、その職にある間、正会員（個人）とします。この場合において、第16条の手続を要しません。

第16条 入 会

- 1 入会を希望する方は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得ます。
- 2 理事会は、正当な理由なく入会を拒むことはありません。

第17条 会 費

- 1 会費は、次のとおりとします。
 - 一 正会員（法人） 年額 5万円（税別）
 - 二 正会員（個人） 年額 1万円（税別）
 - 三 賛助会員 別途定める
 - 四 創設者EP 免除
- 2 理事を推挙した正会員（法人）の会費は、免除します。会費の免除は、当該法人が本ギルドの事業に対し協賛を行うことを妨げません。協賛は、別途協賛契約によります。
- 3 会費の額は、理事会の決議により改定することができます。改定にあたっては、創設者EPへの事前の報告を経ます。
- 4 既納の会費は、返還しません。

第18条 退 会 及 び 除 名

- 1 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができます。
- 2 会員が本規約に違反し、本ギルドの名誉を傷つけ、又は本ギルドの名称・象徴的表現の独自性を損なう行為を行ったときは、理事会の決議をもって除名することができます。

第19条 会 員 の 権 利 及 び 義 務

- 1 正会員は、総会における議決権を有し、役員の選出に関する議決に加わります。
- 2 全会員は、本ギルドの事業・活動に参加する権利を有し、本規約並びに総会及び理事会の決議を尊重します。

役員及び顧問

第20条 役員の種別及び定数

- 1 本ギルドに、次の役員を置きます。
 - 一 理事 3名以上10名以内（創設者EP及び代表理事を含みます。）
 - 二 監事 1名以上2名以内
- 2 創設者EPは、その職にある間、本ギルドの理事となります。この場合において、選挙を要しません。
- 3 代表理事は、理事のうちから1名を選び、これに充てます。
- 4 理事に欠員があるときは、本規約において理事会の決議又は承認を要すると定める事項は、創設者EPが決定し、次回の理事会に報告します。ただし、第23条第1項、第29条及び第32条は、この限りではありません。

第21条 創設者EP

- 1 創設者EPは、本ギルドの発案者及び立案者として、JASON I. NAKAMURA（ジェイスン中村）がその職に就きます。本職は本ギルドの固有職であり、解任の対象となりません。
- 2 創設者EPは、四十五年にわたる国内外の制作の経験をもって、本ギルドの理念と表現の一貫性を保ちます。
- 3 創設者EPが心身の故障その他やむを得ない事由により職務の執行が著しく困難となった場合、後継者の指名は創設者EP本人が行います。
- 4 代表理事が置かれていないときは、創設者EPが本ギルドを代表し、本規約に定める代表理事の職務を行います。

第22条 あらかじめ創設者EPと合意する事項

- 1 次の事項については、あらかじめ創設者EPに提示し、創設者EPとの最終的な合意のうえで決定します。
 - 一 本規約の変更及び本ギルドの解散
 - 二 本ギルドの理念、名称、本祭の開催地及び開催日の変更
 - 三 国内外の機関・企業との渉外及びパートナーシップ契約の締結
 - 四 本ギルドの名称、ロゴ及び象徴的表現の使用の許諾

- 2 本条は、理事会及び総会の決議を妨げるものではありません。決定に至るまでの順序を定めたものです。

第23条 代表理事

- 1 代表理事は、理事会において、理事の互選により選出します。創設者EPも、選出の対象となります。
- 2 選出は、理事の過半数の出席及び出席理事の過半数の賛成によります。
- 3 代表理事は、本ギルドを代表し、業務執行を統括します。
- 4 代表理事の任期は2年とし、再任を妨げません。
- 5 理事会の決議により、副代表理事1名を置くことができます。副代表理事は、代表理事を補佐します。

第24条 理事及び理事の推挙

- 1 理事は、創設者EPの指名に基づき、総会において選出します。ただし、総会の開催までに就任を要する場合には、指名を受けた方が記名押印した就任承諾書を提出したときに就任し、その就任を直後の総会に報告します。理事の任期は2年とし、再任を妨げません。
- 2 本ギルドは、創設者EPの発意に基づき、理事会の決議をもって、正会員（法人）に対し理事の推挙を求めることができます。
- 3 推挙を求められた法人は、自らの代表者又は役員のうちから1名を、理事の候補者として推挙します。推挙を受けた候補者は、第1項の定めるところにより理事に就任します。
- 4 推挙により就任した理事が退任し、又は当該法人における職を離れたときは、当該法人は速やかに後任を推挙します。後任の方は、前任の方の残任期間、理事の職に就きます。
- 5 推挙により就任した理事が理事会に出席できない場合、同一法人の代表者又は役員1名が、書面による委任を受けて代理出席することができます。

第25条 理事の地位

- 1 理事は、本ギルドの日常の業務執行を担いません。理事の役割は、本ギルドの理念の監修、地域における信望、地域情報の提供、関係者の紹介への協力、及び協賛先の開拓への協力とします。
- 2 理事は、担当理事の指名を受けた場合には、第9条の定めるところにより、その会場の運営にあたります。
- 3 理事及びその所属法人は、本ギルドの債務について、金銭上の負担を負いません。

- 4 理事は、理事会の招集を受け、必要な資料の提供を受け、意見を述べ、議決に加わる権利を有します。

第26条 担 当 理 事 に 係 る 請 負 契 約

- 1 本ギルドは、担当理事が代表を務める法人その他の地域の事業者との間で、現場の運営に関する請負契約を締結することができます。契約の相手方は法人とし、理事個人を当事者としません。
- 2 請負は、担当理事に課される義務ではありません。請負を受けない担当理事も、第9条第5項の役割を担うことができます。
- 3 請負の対価は、その専門の技能、実施の経験及び相場に照らして定めます。
- 4 前三項の契約については、あらかじめ理事会の承認を要します。当該承認にあたり、関係する理事は議決に加わりません。承認の経過は、議事録に記録します。

第27条 監 事

- 1 監事は、創設者EPの指名に基づき、総会において選出します。ただし、総会の開催までに就任を要する場合には、指名を受けた方が記名押印した就任承諾書を提出したときに就任し、その就任を直後の総会に報告します。監事は、理事を兼ねることができません。
- 2 監事は、本ギルドの業務及び財産の状況を監査します。
- 3 監事の任期は2年とし、再任を妨げません。

第28条 顧 問

- 1 本ギルドは、次の職を置くことができます。いずれも役員ではなく、本ギルドの業務執行及び議決に加わりません。
 - 一 特別顧問 行政機関の首長。在職中に限ります。
 - 二 名誉顧問 学識経験者その他の有識者。
 - 三 顧問 本ギルドの理念に賛同し、その活動に助言を賜る方。
- 2 前項の各職は、創設者EPの発意に基づき、理事会の決議をもって委嘱します。
- 3 前項の各職にある方は、会費を負担しません。本ギルドの求めに応じ、助言を述べることができます。

第29条 役員 の 報酬

役員の報酬は、総会において定める報酬規程によります。創設者EPの報酬は、理事会と創設者EPが協議のうえ、総会の承認を得て定めます。

CHAPTER 6

総 会 及 び 理 事 会

第30条 総 会

- 1 総会は、本ギルドの最高議決機関であり、正会員をもって構成します。
- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催します。
- 3 臨時総会は、代表理事が必要と認めたとき、議決権を有する会員の5分の1以上の請求があったとき、又は創設者EPが緊急の必要があると認め請求したときに開催します。
- 4 総会の議決は、出席した議決権を有する会員の過半数の賛成によります。ただし、本規約の変更及び解散については、3分の2以上の賛成を要します。
- 5 総会は、書面又は電磁的方法による議決権の行使、及びオンライン会議システムによる出席を認めます。

第31条 理 事 会

- 1 理事会は、理事をもって構成します。
- 2 理事会は、次の事項を決議します。
 - 一 事業計画及び予算、事業報告及び決算
 - 二 会員の入会、退会及び除名
 - 三 請負契約その他の重要な契約の承認（第26条及び第32条）
 - 四 担当理事の指名の承認及び理事の推挙の求め
 - 五 代表理事及び副代表理事の選出
 - 六 総会に提出する議案
 - 七 本規約に定めるその他の事項
- 3 前項に掲げる事項のほか、本祭及び事業の制作に関する事項——演目、演出、出演者、制作の設計及び当日の進行——は、総合プロデューサーの執行事項とします。理事会は、その報告を受け、意見を述べることができます。

- 4 理事会は、代表理事が招集し、毎事業年度2回以上開催します。オンライン会議システムによる開催又は出席を認め、この場合は出席とみなします。
- 5 理事会の議決は、理事の過半数の出席及び出席理事の過半数の賛成によります。
- 6 理事会の決議事項について、代表理事が書面又は電磁的方法により各理事の意思を確認し、理事の過半数が書面又は電磁的方法により同意したときは、理事会の決議があったものとみなします。

第32条 利益相反取引

本ギルドと、創設者EP、創設者EPが代表を務める法人、又は理事及びその所属法人との間の取引については、あらかじめ理事会の承認を要します。当該承認にあたり、関係する役員は議決に加わりません。承認の経過は、議事録に記録します。ただし、第11条第1項第三号に定めるNBC Entertainment株式会社の制作プロデュース業務に係る契約については、本規約を承認した総会の決議をもって、前段の承認に代えます。個別の契約の内容は、次回の理事会に報告します。

CHAPTER 7

資 産 及 び 会 計

第33条 資 産

本ギルドの資産は、会費、協賛金・賛助金・寄付金、事業収入、資産から生じる収益その他の収入をもって構成します。

第34条 事業年度

本ギルドの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第35条 会計及び剰余金

- 1 本ギルドの会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い処理します。
- 2 毎事業年度終了後、監事は収支計算書及び財産目録を監査し、その結果を総会に報告します。
- 3 剰余金の処分は、第2条第3項の定めるところによります。

第36条 事務局運営費

- 1 本ギルドは、協賛金及び事業収入から一定の割合を事務局運営費に配賦します。割合は、理事会の決議により定めます。
- 2 代表理事は、事務局運営費の収支を各理事会に報告します。

第37条 費用の立替及び精算

- 1 本ギルドの事業に要する費用は、本ギルドが直接に支払い、又は請負契約に基づいて支払うことを原則とします。
- 2 やむを得ず理事その他の関係者が費用を立て替える場合は、あらかじめ代表理事の承認を得ます。承認を経た立替は、資金の入金後、速やかに精算します。
- 3 地方公共団体が自らの予算で執行する費用は、立替及び精算の対象としません。

CHAPTER 8

地域連携・知的財産

第38条 地域行政及び広域連携

- 1 本ギルドは、北三県の県・市町村・関係機関と連携し、広域的な地域振興・環境保全・文化発信に取り組みます。
- 2 本ギルドは、十和田八幡平国立公園を中心とする本祭開催エリアを「新地球創生モデル特区」として関係省庁・行政機関へ提示し、地方再生モデルの実証拠点として確立することを目指します。
- 3 本ギルドは、国内外の公的機関及び国際機関との連携を推進します。

第39条 許認可の申請

- 1 道路の使用、国立公園内における行為、水面の利用その他の許認可について、申請者は本ギルドとします。
- 2 前項の手続は、創設者EPが統括します。担当理事が置かれている会場については、担当理事が本ギルドの名において手続を推進し、書類の作成、窓口との調整及び地域との合意形成にあたります。担当理事が置かれていないときは、創設者EPがこれを行います。
- 3 前二項の手続は、第41条に定める後援機関及び協力機関その他の関係機関の協力を得て推進します。
- 4 許認可が得られない場合において、その責めが担当理事個人に及ぶことはありません。

第40条 ボランティア

- 1 本ギルドは、本祭及び事業の運営にあたり、ボランティアを公募することができます。公募は、本ギルドの発信のほか、関係自治体の広報その他の方法により行います。
- 2 本ギルドは、ボランティアに対し、傷害保険を付します。
- 3 ボランティアの受入れ、配置及び安全の管理は、会場ごとに担当理事が統括します。
- 4 本ギルドは、ボランティアに対し、活動に必要な飲食物、活動着その他の物品を提供します。報酬は支給しません。

第41条 後援機関及び協力機関

- 1 後援機関とは、本ギルドの事業趣旨に賛同し、その名称・標章の使用を許諾する行政機関・公的団体をいいます。協力機関とは、会場・許認可・広報・資金その他の具体的支援を行う行政機関・公的団体をいいます。
- 2 後援機関及び協力機関の認定は、創設者EPの発意に基づき、理事会の決議によります。
- 3 本ギルドは、後援機関及び協力機関に対し、本祭の推進に必要な体制の設置及び許認可手続への協力を要請することができます。
- 4 具体的な連携の内容は、別途覚書又は協定書によって定めます。

第42条 知的財産

- 1 「AETHER New BLUE BATON『X』」「ONE BLUE!」「新地球創生ギルド」「環喜」その他本事業に関連する名称・ロゴ・標章・著作物等の知的財産権は、いずれも NBC Entertainment株式会社（以下「原権利者」といいます。）に帰属します。
- 2 本ギルドは、その活動目的の範囲内において、原権利者より非独占的ライセンスの供与を受けて使用します。
- 3 本ギルドが一般社団法人へ移行する場合、原権利者は、移行後の法人に対し、同一の条件によりライセンスを供与します。

CHAPTER 9

附 則

第43条 規約の変更

本規約は、総会において出席した議決権を有する会員の3分の2以上の賛成をもって変更することができます。変更にあたっては、第22条の定めるところによります。

第44条 解散及び残余財産

- 1 本ギルドは、総会において議決権を有する会員の3分の2以上の賛成をもって解散します。解散にあたっては、第22条の定めるところによります。
- 2 解散に際して残余財産が生じた場合は、総会の決議により、本ギルドと類似の目的を有する団体に寄付します。

第45条 法人化への移行

本ギルドが一般社団法人へ移行する場合は、本規約を基礎として定款を作成し、総会の決議を経て手続きを進めます。この場合において、第24条の推挙により理事に就任した方は、移行後の法人の理事に就任するものとします。

第46条 制定及び施行

- 1 本規約は、創設者EPが制定し、令和八年九月五日より施行します。
- 2 本規約は、最初に開催する総会において承認を得ます。
- 3 本規約の施行により、従前の会員規約はその効力を失います。
- 4 本ギルドの発起人は、創設者EPとします。発起人が施行前に本ギルドのために行った申請、届出及び登録並びにこれにより取得した地位は、その名義を問わず本ギルドが承継します。

O N E B L U E ! 新 地 球 創 生 ギ ル ド
O N E B L U E ! N E W B L U E G E N E S I S G U I L D

制定：創設者EP

J A S O N I . N A K A M U R A